

日本大学理工学部学術賞等表彰内規

平成17年 4月14日制定

平成17年 4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学理工学部学術賞等（以下学術賞等という）の表彰についての必要事項を定める。

(対象者)

第2条 学術賞等の受賞対象者は、理工学部、短期大学部（船橋校舎）及び習志野高等学校（以下本学部という）に所属する専任教職員とする。

(表彰の種類)

第3条 学術賞等表彰の種類は、次のとおり区分する。

① 学術賞

学術の発展に顕著な功績があり、本学部における学術の振興と学術水準の向上に資する者を表彰する。

② 教育賞

顕著な教育業績があり、本学部の教育活動の振興と教育水準の向上に資する者を表彰する。

③ 技術・支援賞

研究・教育、運営・施設管理における技術・支援を通じて顕著な功績・貢献があり、本学部の研究教育活動の振興と向上に資する者を表彰する。

(表 彰)

第4条 受賞者には、賞状及び副賞を授与し表彰する。

2 前条第1号の受賞者には、申請された研究計画に基づく指定研究費（以下指定研究費という）を交付する。

(副賞・研究費)

第5条 副賞は、金50万円とする。

2 指定研究費は金100万円とし、受賞翌年度に交付する。ただし、受賞翌年度に在職しない場合、交付は行わないものとし、同期間に退職した場合は、指定研究費の全額または一部の返還を求めることがある。

(表彰の時期)

第6条 学術賞等の表彰は、「理工学部学術賞等表彰式」において行う。

(候補者の推薦)

第7条 学術賞等の候補者は、本学部専任教職員2名以上の推薦によるものとする。推薦者は、次の各号に掲げる書類を添付し、毎年6月末日までに学部長へ申請しなければならない。

① 履歴書

② 推薦書

③ 研究・教育業績の概要（学術賞・教育賞のみ）

④ 技術・支援功績の概要（技術・支援賞のみ）

⑤ その他必要な書類

(選考委員会)

第8条 学術賞等の選考その他の諸事項を審議するため、学術賞等表彰に関する選考委員会（以下委員会という）を置く。

(委員会の構成)

第9条 委員会は担当・主任会議の構成員をもって構成し、必要に応じて若干名の教授を加えることができる。

2 委員会の委員は、学部長が委嘱する。

(委員長)

第10条 委員会の委員長は、学部長とする。

2 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第11条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第12条 担当・主任会議構成員である委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

2 別途委嘱された委員の任期は、当該年度とする。ただし、再任を妨げない。

(受賞者の選考及び決定)

第13条 学術賞等受賞者は、推薦された候補者のうちから選考委員会が選考し、担当会議、担当・主任会議及び教授会に報告の上、学部長が決定する。

2 選考等に関する要項は、別に定める。

(受賞者の上限)

第14条 学術賞等受賞者は、第3条に定める各号からそれぞれ2名まで選考することができる。

ただし、該当する者がいないときは、その年度の授賞は行わない。

(受賞講演)

第15条 第3条第1号及び第2号の受賞者は、「理工学部学術賞等表彰式」及び「理工学部学術講演会」において、受賞講演を行うものとする。

(予算措置)

第16条 学術賞等表彰に係る副賞・研究費は、毎年度の予算・決算に計上するものとする。

(備品等の帰属)

第17条 指定研究費で購入した備品等は、本学部に帰属する。

(実績報告書)

第18条 学術賞等受賞に係る研究が終了した場合は、速やかに学部長あて実績報告書を提出しなければならない。

(指定研究費の取扱い)

第19条 指定研究費は、この内規によるほか、文部科学省科学研究費補助金に係る取扱いに準じて取扱うものとする。

(所 管)

第20条 学術賞等表彰に関する事務は、研究事務課が行う。

附 則

1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

2 昭和53年5月11日制定の日本大学理工学部学術賞規程は、平成17年3月31日をもって廃止する。

日本大学理工学部学術賞等候補者選考に関する要項

平成17年 4月12日 制定

平成19年 5月10日 改正

平成19年 4月 1日 施行

この要項は、日本大学理工学部学術賞等表彰内規第13条第2項に基づき、理工学部学術賞等候補者選考等についての必要事項を定める。

1 受賞候補者

- ① 受賞候補者は、理工学部、短期大学部（船橋校舎）、習志野高校（以下本学部という）に専任教職員として、連続3年以上又は通算5年以上在職している者とする。
- ② 受賞候補者は、次のとおり区分する。
 - (1) 学 術 賞 本学部の准教授以下の専任教職員とする。
 - (2) 教 育 賞 本学部の准教授、専任講師または助教とする。
 - (3) 技術・支援賞 本学部の専任教職員とする。
- ③ 学術賞は、次のとおりグループ分けするものとし、毎年1グループを指定(以下指定グループという)する。指定グループはA, B, C, Dの順番とする。
 - (ア) Aグループ（土木・建築系）
 - (イ) Bグループ（機械・電気系）
 - (ウ) Cグループ（化学・物理・数学系）
 - (エ) Dグループ（A, B, Cグループに該当しない分野）

2 受賞候補者の推薦

- ① 受賞候補者の推薦は、次のとおりとする。
 - (1) 学術賞は、本学部専任教職員（准教授以上）2名の推薦による。
 - (2) 教育賞は、本学部専任教職員（助教以上）2名の推薦による。
 - (3) 技術・支援賞は、本学部専任教職員（専任講師、助教、主事、技手1級、又はそれに準じる資格以上の者）2名の推薦による。
- ② 前各号の推薦者は、他の学術賞等の推薦者になることはできない。
- ③ 学術賞を推薦する場合、指定グループにするか、その他グループにするかは、推薦者が判断するものとする。

3 選考

- ① 選考委員会における受賞候補者の選考は、次の手順による。
 - (1) 受賞候補者の承認
 - (2) 第1次審査員の決定
 - (3) 第1次審査による候補者の選考
 - (4) 第2次審査
 - (5) 受賞者の決定
- ② 選考委員会の委員が、推薦者又は第1次審査員に選出された場合は、学術賞等の選考に関する議決権を失う。

4 第1次審査

- ① 第1次審査員は、3名とし、受賞候補者が所属する教室主任等が推薦するものとする。ただし、少なくとも1名は、受賞候補者が所属する一般教育を含む学科、課以外の者とする。
- ② 第1次審査員の資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学術賞・教育賞は、本学部専任教員（教授）とする。
 - (2) 技術・支援賞は、本学部専任教職員（教授，参事，技師，技師補，又は課長相当職以上の者）とする。ただし、審査をできる適切な者がいない場合は、本学部専任教職員以外の者を加えることができる。
- ③ 第1次審査員の決定は、選考委員会が行うものとし、決定後審査を依頼する。ただし、複数の学術賞等の第1次審査員になることはできない。
- ④ 推薦者と学術賞等の第1次審査員を兼ねることはできない。
- ⑤ 第1次審査の評価により、受賞候補者を次の各号により選出する。
 - (1) 学術賞については、指定グループ2名以内、その他グループ2名以内を選出する。
 - (2) 教育賞及び技術・支援賞は、各2名以内を選出する。

5 第2次審査

- ① 第2次審査員は、選考委員会委員とし、必要に応じて名誉教授等を加えることができる。
- ② 第2次審査は、受賞候補者がプレゼンテーションを行い、別に定める審査項目に基づいて審査を行う。ただし、技術・支援賞は内容により、プレゼンテーションを行わない方法で決定することができる。

6 受賞者の決定

選考委員会は、第2次審査の審査結果に基づき、原則として学術賞については指定グループ1名、その他グループ1名、教育賞及び技術・支援賞については、各1名を受賞者として決定する。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成12年7月1日付、担当・主任会議承認事項の「理工学部学術賞候補者選考等について」は平成17年3月31日をもって廃止する。